

# 災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろし

令和7年2月7日(金)に福島県が災害救助法を適用したことに伴い、以下の対象者について屋根雪の除雪等に対する支援を行います。

対象者	以下の3つの要件 <u>全て</u> を満たす方が対象となります。 ①令和7年2月4日からの大雪のため、 <u>現在居住している住家が倒壊し、生命・身体に危害を受ける恐れがある場合</u> ② <u>自らの労力では除雪することができないこと（高齢者世帯や障がい者等）</u> ③ <u>事業者に依頼する資力がないこと（住民税非課税世帯等）</u>
経費	湯川村が負担します（ <u>湯川村が発注します</u> ）
支援内容	除雪の対象範囲 ○住家の屋根 ○玄関などの出入口へのアプローチの確保 ○空き家の除雪が行われなかったことにより隣接する住家の住民に危害が生じる恐れのあるときの空き家の除雪 ※現場調査（倒壊や破損、落雪の危険性等）し判断します。 ※あくまでも、住家倒壊等の危険性を排除するための除雪です。 ※住家倒壊等の危険性がない場合は対象となりません。 ※住家以外の店舗、倉庫、車庫等は対象外です。
対象事例	応急的な救助として実施するため、 <u>家屋倒壊等の恐れがある場合</u> が対象となります。（軽微なものは除く） ○住宅に軋み（きしみ）が生じている ○雪の重みにより、住宅の出入口の開閉に支障が生じている ○積雪が窓ガラスに密着して、窓ガラスが割れるおそれがある ○降り積もった雪と屋根雪が繋がって、窓ガラスや壁面を損傷させるおそれがある ○プロパンガスや給湯器が設置されている場所が雪により埋まり、設備の交換作業ができない ○屋根から下ろした雪が住宅の側面に大量にあり、これ以上屋根雪を下ろすことができない
受付期間	令和7年2月12日（水）～20日（木） 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで
申請方法	湯川村役場総務課へ電話申込 0241-27-8800
湯川村雪害対策本部（湯川村役場総務課内）	